

工業標準の制定・日本工業規格の改正に関する説明資料

制定・改正の別

改正

工業標準案・日本工業規格の改正案の番号及び名称

規格番号 JIS P8207

規格名称 パルプ - ふるい分け試験方法

改正の場合、現行規格名称 製紙用パルプのふるい分け試験方法

[団体規格を基礎とした場合は団体規格番号及び名称]

主務大臣

経済産業大臣専管

工業標準化法上の適用条文

第 2 条第 4 号 鋳工業品に関する試験方法

制定・改正の内容等に関する事項

・制定・改正の必要性及び期待効果

製紙用パルプのふるい分け試験に類似の試験方法として、近年、パルプの繊維長自動測定法が普及し、JIS P 8226 : 2006 “パルプ 光学的自動分析法による繊維長測定方法 第 1 部：偏光法” が制定された。しかし、この自動測定法では、微細繊維量の絶対値を測定することはできないため、ふるい分け試験方法は、現在でも重要な意義をもつ。

JIS P 8207 は、前回の改正（1976 年）以降、引用及び関連 JIS の廃止・改正が行なわれており、金網の目開きを規定した JIS が改正されたので、測定値に影響がある。そこで、この JIS を改正し、現状に即したものとする。

今回の改正によって、パルプの品質の改善、取引の単純公正化等への寄与が期待される。

・規定項目又は改正点

- 1．標準離解機の引用規格 JIS P 8209 が廃止されたので、JIS P 8220 “パルプ 離解方法” を引用規格とする。
- 2．表 1 の“呼び寸法”を“目開き”とし、JIS Z 8801 - 1 “試験用ふるい 第 1 部：金属製網ふるい”に規定する目開きに合わせる。
- 3．ふるい分け槽の図に普及形（かくはん羽根 3 枚。ふるい網は槽の外側）を追加する。

・制定・改正の主旨

利害関係者申出（法 12 条）の場合：利害関係人からの申出に係る取り扱い基準（別表）

(1) 利点がある場合の項目

ア、イ、エ

(2) 欠点があるとする項目に該当しないことを確認

(3) 国が主体的に取り組む分野への該当

該当せず

(3.1) 上記分野に該当しない場合：市場適合性への該当

有（この試験方法は国内で広く採用されている。）
備考）市場適合性を明らかにする根拠、理由等（定量的なデータ等）

原案作成に関する事項

・原案作成状況

原案作成年度 平成19年度
原案作成機関名 紙パルプ技術協会
特定標準化機関以外
財団法人 日本規格協会
特定標準化機関以外

原案作成委員会構成	a.生産者側委員会	5名
	b.使用消費者側委員会	5名
	c.販売側委員会	0名
	d.中立・学識経験者委員	7名

備考）原案作成委員会の構成表及び開催状況（小委員会、分科会を含む）別紙に記載のとおり。

・原案作成区分

法12条による：J S A

・経済産業省所轄原局原課の意見 賛成

原局原課名 紙業生活文化用品課

・利害関係者申出（法12条）の場合：提案原案の素案に関する情報提案原案は原案作成段階で創作されている。

・原案の様式等調整

J S Aが調整済み

・原案作成の審議中問題となった点（少数意見を含む）

現行規格のふるい分け槽の図（かくはん羽根2枚。ふるい網は槽の内側）は、国内での普及形とは異なるので、ふるい分け槽の図に普及形（かくはん羽根3枚。ふるい網は槽の外側）を追加したが、現行規格と試験結果が同じであるかどうか不明であるため、使用した試験機のふるい網の位置（槽の内側又は外側）及びかくはん機の羽根の枚数を報告することとした。

・原案作成の審議中に行った調査、試験等の概要

日本工業標準調査会の審議に関する事項

・部会名：標準部会（部会長：二瓶 好正）

・専門委員会：紙・パルプ技術（専門委員長：尾鍋 史彦）

無

- ・工業所有権等知的財産権

無

- ・著作権

提案者が保有

[団体名 紙パルプ技術協会

連絡先 東京都中央区銀座3 - 9 - 1 1 紙パルプ会館 11 階]

[団体名 財団法人 日本規格協会

連絡先 東京都港区赤坂4 - 1 - 2 4]

- ・品目指定の有無（又は予定）

無 非指定を維持

- ・試験所認定制度の適用（継続的な非指定品目について）

適用していない

- ・業務計画記載の有無

有（平成20年度）

- ・ICS分類コード